

報 告 書
及 び
提 案 書

令 和 2 年 7 月 9 日

兵 庫 県 入 札 監 視 委 員 会

兵庫県入札監視委員会は、苦情の趣旨が関連する政府調達に関する苦情申立て「第1号」「第2号」「第3号」「第4号」を併合して検討した結果、本委員会の報告書及び提案書を別紙のとおりとする。

令和2年7月9日

兵庫県入札監視委員会委員長

泉水 文雄

(別紙)

報 告 書

(第1号) 神戸市中央区伊藤町119番地
苦情申立人 佐藤・金山・中兵庫特別共同企業体代表者
佐藤工業株式会社神戸営業所
所長 小池周史

(第2号) 神戸市中央区八幡通三丁目1番19号
苦情申立人 大豊・ソネック・田村特別共同企業体代表者
大豊建設株式会社神戸営業所
所長 柏和成

(第3号) 神戸市中央区播磨町49番地
苦情申立人 前田・川嶋・淡路特別共同企業体代表者
前田建設工業株式会社神戸営業所
所長 松本公一

(第4号) 神戸市中央区磯辺通二丁目2番16号
苦情申立人 奥村・新井・窪田特別共同企業体代表者
株式会社奥村組神戸支店
支店長 黒津忠史

(第1号から第4号) 尼崎市東難波町五丁目21番8号
関係調達機関 兵庫県阪神南県民センター
センター長 正垣修志

(第1号から第4号) 神戸市中央区栄町通四丁目1番11号
参加者 飛島・吉田・福井特別共同企業体代表者
飛島建設株式会社神戸営業所
所長 辻野雅敬

目 次

第1	苦情申立人及び関係調達機関が求める判断	1
第2	事案の概要	1
第3	提出資料	3
第4	争点及び争点に係る主張について	3
第5	委員会における検討の経緯	6
第6	委員会の判断	
1	政府調達に関する協定の適用について	7
2	本件申立ての適法性について	8
3	争点について	10
第7	結論	17

第1 苦情申立人及び関係調達機関が求める判断

1 苦情申立人

関係調達機関が行った「(二) 東川水系津門川地下貯留管他整備工事」の調達に係る一般競争入札(以下「本件調達」ないし「本件入札手続」という。)について、入札公告及び入札説明書に記載のない方法で落札者を決定していることから、当初の落札決定を取り消して、記載のとおりくじ引きにより落札者を決定することを求める。

2 関係調達機関

本件調達の落札者決定方法は、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)の趣旨に適う取扱いであるため、本件調達に係る苦情申立ては認められない。

第2 事案の概要

1 令和2年1月17日、関係調達機関は、本件調達の入札公告を行った。

本件入札公告のうち、本件申立てに関係する主な部分は以下のとおりである。

(注：下線は委員会にて記入した。)

8 総合評価に関する事項

(2) 総合評価の方法

評価は、次の算定式によって得た数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

$$\text{評価値(小数点以下第4位四捨五入)} = \text{技術評価点} / \text{入札価格(単位:億円)} \\ = (\text{標準点(90点)} + \text{施工体制評価点} + \text{加算点}) / \text{入札価格(単位:億円)}$$

(3) 落札者の決定方法

ア 次の(ア)から(ウ)までの要件に該当する入札参加者のうち、上記(2)の評価値の最も高い者を落札候補者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札候補者としなことがある。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(イ) 評価項目に対する提案が性能等の要求要件を満たしていること。

(ウ) 評価値が、予定価格の算出の前提となる状態で想定される得点(性能等の要求要件を満たしている場合に与える点数(標準点))を予定価格(補償費等の支出額等を評価する場合においては、予定価格に予定価格の算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額等を加算した価格(億円単位))で除した数値を下回っていないこと。

オ 落札となるべき評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

- 2 令和2年2月18日の入札参加申込期限までに、苦情申立人4者を含む12者から参加申込書及び技術提案書等の提出があった。
- 3 令和2年3月9日、関係調達機関は、参加申込があった12者に対し参加資格を有する旨の通知を行った。
- 4 令和2年3月26日から3月27日、関係調達機関は、電子入札システムにより入札を実施し、苦情申立人4者を含む12者から入札があった。
- 5 令和2年3月30日、関係調達機関は、開札を行い、技術評価点と入札価格から評価値を算出した。算出結果は以下のとおりである。

入札参加者	技術評価点 (a)	入札価格 【税抜(億円)】 (b)	評価値 (a)/(b) 小数点以下第 4位四捨五入	評価値 (a)/(b) 落札決定通知 で示した数値	備考
A特別共同企業体	110.000	73.1180	<u>1.504</u>	<u>1.5044</u>	落札者
B特別共同企業体	110.000	73.1300	<u>1.504</u>	<u>1.5041</u>	申立人
C特別共同企業体	109.500	73.1300	1.497	1.4973	
D特別共同企業体	110.000	73.1400	<u>1.504</u>	<u>1.5039</u>	申立人
E特別共同企業体	109.000	73.1400	1.490	1.4902	
F特別共同企業体	110.000	73.1450	<u>1.504</u>	<u>1.5038</u>	申立人
G特別共同企業体	110.000	73.1600	<u>1.504</u>	<u>1.5035</u>	申立人
H特別共同企業体	109.500	73.1700	1.497	1.4965	
I特別共同企業体	109.000	73.1814	1.489	1.4894	
J特別共同企業体	110.000	73.2000	1.503	1.5027	
K特別共同企業体	109.500	73.3430	1.493	1.4929	
L特別共同企業体	110.000	78.6700	1.398	1.3982	

- 6 令和2年4月16日、関係調達機関は、入札参加者全12者に対して落札決定通知書並びに技術評価点内訳書を送付し、落札者がA特別共同企業体である旨告知した。
- 7 令和2年4月17日に落札できなかったB、D、F、G各特別共同企業体から関係調達機関に対し、落札者決定方法について疑義がある旨の連絡があり、D及びG特別共同企業体は同日、同月21日にB特別共同企業体、同月22日にF特別共同企業体（以下「苦情申立人4者」という。）が、関係調達機関に対して、それぞれ落札者決定手続につ

いて詳細説明を求める旨の質問書を提出した。

- 8 令和2年4月23日、関係調達機関は、落札者であるA特別共同企業体と仮契約を締結した。
- 9 令和2年5月11日、関係調達機関は、苦情申立人4者と面談し、質問書に対する回答書を手渡した。
- 10 令和2年5月20日にD特別共同企業体（以下、「苦情申立人（第1号）」という。）、同月21日にG、F、B特別共同企業体（以下、「苦情申立人（第2, 3, 4号）」という。）が、兵庫県入札監視委員会（以下「委員会」という。）に対し、それぞれ苦情申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 11 令和2年5月29日、委員会は、本件申立て（第1号、第2号、第3号、第4号）を受理し、苦情申立人4者及び関係調達機関に通知した。
- 12 令和2年5月29日、委員会は、本件申立ては苦情の趣旨が関連するため、検討手続を併合することを、苦情申立人4者及び関係調達機関に通知した。
- 13 令和2年5月29日、委員会は、関係調達機関に対し、契約を締結すべきでない旨の要請を行った。
- 14 令和2年6月9日、委員会は、本件申立てを受理した旨を公示した。

第3 提出資料

1 苦情申立人4者

- (1) 苦情申立人（第1号）は令和2年5月20日付け、苦情申立人（第2ないし4号）は同月21日付けにて、それぞれ「兵庫県政府調達苦情申立書」及び添付資料を提出した。
- (2) 苦情申立人4者は、それぞれ令和2年6月16日付け意見書を提出した。

2 関係調達機関

関係調達機関は令和2年6月8日付けにて、苦情申立人4者に関しそれぞれ「兵庫県政府調達に関する苦情申立てに係る報告書」及び添付資料を提出した。

第4 争点及び争点に係る主張について

本件申立ての争点は、入札公告及び入札説明書に記載された落札者の決定方法とは異なる方法で落札者を決定したことは正当か否かということであり、争点に関する苦情申立人4者及び関係調達機関の主張は、以下のとおりである。

なお、苦情申立人4者の主張は、上記の争点に対し基調を同じくするものと評し得るので、個別に表記せず全体をまとめて整理する。

1 苦情申立人の主張

(1) 本件調達には総合評価落札方式（技術提案型）の適用工事であり、入札公告（兵庫県公報令和2年1月17日付け第74号）及び入札説明書における落札者の決定方法は、以下のとおり公示された。

a 「評価値(小数点以下第4位四捨五入)＝技術評価点／入札価格(単位:億円)」
によって評価を行い、評価値の最も高い者を落札候補者とする（入札公告8(2)及び8(3)ア、入札説明書12(2)及び(3)ア）。

b 落札となるべき評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する（入札公告8(3)オ、入札説明書12(3)オ）。

本件入札では、評価値が同点の者が5者であったためくじ引きを実施して落札者を決定すべきところ、入札価格が最も低価であることを理由として、今回の落札者を決定したことは、「2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書」の規定に反する。

(2) 関係調達機関の主張は、今回、評価値の最も高い者が同点で5者となったため、地方自治法施行令167条の10の2第1項に定める、総合評価落札方式において、「価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる」との趣旨に照らし、本県に最も有利な条件となる最安値の入札価格をもって申込みをした者を落札者と決定した、本県においては評価値が同点で入札価格が同じ場合にのみ、くじ引きで落札者を決定することとしている旨、説明する。

しかし、

- ① 入札価格は評価値算出過程で既に織り込まれており有利性（金額の高低）はそこで考慮済みのはずである。
- ② 総合評価落札方式で評価値（落札者決定基準）が技術評価点／入札価格（小数点以下第4位四捨五入）で算出される場合、例えば、技術評価点105点、入札価格9億3000万円の者と、技術評価点104点、入札価格9億2120万円の者がいた場合、両者とも評価値は11.290で同点となり、くじ引きにて落札者が決定されることとな

る。つまり、かかる方式でくじ引きがなされるべき場合を評価値が同点で入札価格が同じ場合に限ると解する合理性はない。

- ③ 地方自治法施行令の解釈がいかようであれ、公示された落札者決定基準の他に、そのように落札者決定基準を解釈にて認めるならば、入札公告及び入札説明書にあらかじめその旨定めて公示しなければならず、これらの手続を経ない内容をもって落札者を決定することは許されない。

2 関係調達機関の主張

- (1) 総合評価一般競争入札は「価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とする」方式であるところ、地方自治法施行令第167条の10の2第3項「落札者決定基準」は、総合評価一般競争入札に当たり、価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なもの解釈が恣意的になることを防ぎ、客観的に落札者を判断するために設けられたものである。
- (2) 上記(1)の法令により定められた総合評価落札方式の入札制度は、技術評価点に差が生じることを前提として、技術評価点と入札価格を総合的に評価することによって落札者を決定する方式であり、技術評価点と同点、すなわち同品質の工事方法を提示してきた場合、県にとって最も有利者と契約するという上記(1)の法令解釈からして、入札価格が低い者が落札者となることが予定されている。
- (3) 本件調達の落札者決定基準は、地方自治法施行令第167条の10の2第3項及び第4項に基づき定められ、同条第6項に基づき公告されており、入札公告8(3)又は、8(2)の算定式に基づき小数点以下第4位四捨五入によって得られた評価値の最も高い者が2者以上ある場合のうち、技術評価点及び入札価格がいずれも同点の場合に適用される落札者の決定方法を定めたものである。
- (4) 評価値及び技術評価点と同点となり、入札価格に差が生じるというのは極めて稀な事態であるが、入札制度の趣旨からすれば、上記のように解釈することは不当ではなく、落札者決定基準の解釈を、入札公告を行った当初より変更したものではなく、同施行令同条第6項に基づいて当初から公告しているものであり、入札参加者の予測可能性を失わせるものではない。

この考え方は、最少の費用で最大の効果を挙げるといふ地方公共団体の存立の第一義的な目的として準拠すべき指針となる地方自治法第2条第14項の趣旨に合致するも

のであり、「価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする事ができる」とする総合評価落札方式に関する規定、地方自治法施行令第167条の10の2第1項の規定にも合致するものである。

- (5) 一般競争入札において最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするのは、公共の財産を取り扱う普通地方公共団体の特性に鑑み、その財政を健全化し、契約締結に際して普通地方公共団体に損失を与えることのないようにする方策である。

技術評価点が同一で、調達機関側が求める技術水準を確保できる同品質の成果物を調達できる条件下では、くじ引きによらず、入札価格が低い者を落札者とする事は、公共の財産を扱う県にとって、明らかに県民への利益の供出に適うものであることから、恣意的で不透明な決定にはならず、入札公告において予定されているものと考えらる。

- (6) なお、現行の総合評価落札方式になった平成26年度から令和元年度までの直近6年間に、県が実施した総合評価落札方式の入札件数は1,123件で、このうちくじ引きとなったケースは58件であるが、58件とも技術評価点・入札価格ともに同一であったものである。

ただし、たとえば技術評価点が100点、価格が10億円の場合の評価値は10、これに対し、技術評価点が99点、価格が9.9億円の場合の評価値も10となるといったケースは理論上ありえ、このような場合も評価値が同点で優劣の評価ができかねることから、総合評価落札方式の入札制度における落札者の決定方法に照らすとくじ引きを行わざるを得ないと考えられる。

したがって、技術評価点と入札価格の何れもが同一であった場合に加えて、これまで発生したことはないが、上記のような事例の場合にもくじ引きを実施するのが妥当であると考えらる。

第5 委員会における検討の経緯

委員会は、苦情申立人4者の令和2年5月20日及び21日付け本件申立てについて、同月29日受理し、6月9日本件申立てを受理した旨公示した。同日、落札者であるA特別共同企業体代表者が参加を希望した。

令和2年6月19日委員会を開催し、検討を開始した。

委員会での検討経過は、次のとおりである。

第1回 令和2年6月19日

(苦情申立人4者、関係調達機関が意見を陳述した。)

第2回 令和2年7月1日

なお、委員会は、令和2年6月23日付けで参加者に対して政府調達に関する苦情の申立てに係る質問書を送付し、同月29日付けで、参加者から回答書を得た。

第6 委員会の判断

1 政府調達に関する協定の適用について

(1) 兵庫県政府調達に関する苦情申立手続について

兵庫県政府調達に関する苦情の処理手続（以下「処理手続」という。）2(1)前段によれば、供給者は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号、以下「特例政令」という。）第1条に規定する、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束（以下「協定等」という。なお、本書面においては、とくに2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書を「改正協定」と表記する。）の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、兵庫県入札監視委員会（以下「委員会」という。）に対し、書面により苦情を申し立てることができる。

委員会は、県の機関が行う入札手続について、その透明性の向上を図るため、公平かつ独立した立場から検討することを目的として設置された機関であり（兵庫県入札監視委員会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第1条）、県の機関が行う調達であって、特例政令第1条に規定する協定等の対象となる調達に係る供給者の苦情に関する事務を所掌する（設置要綱第2条(1)）。

よって、苦情処理手続においては、協定等の対象となる調達について、協定等とくに改正協定に則してなされたか否か（適合性の有無）が検討対象となり、委員会は、入札手続の透明性の向上を図る設置目的に則って調査検討を行うこととなる。

(2) 協定等の対象となる調達か否か

関係調達機関は、改正協定附属書1付表2の地方政府の機関「地方自治法の適用を受ける全ての都道府県及び指定都市」に該当する。また、本件調達は、見積額が改正協定附属書1付表2の「1500万特別引出権」を超える価格の「建設サービス」に該当する。

よって、本件調達は改正協定の適用対象となり、本件調達に関する苦情は委員会の審査対象となる。委員会は、入札手続の透明性の向上を図る立場で、改正協定への適合性の有無を検討することとなる。

2 本件申立ての適法性について

(1) 苦情申立ての時期等について

処理手続5(1)によれば、「供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、協定等のいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、書面により委員会へ苦情を申し立てることができる。」とされている。

そして、処理手続5(3)によれば、次の各号に該当する場合には却下することができるとして、「ア 遅れて申立てが行われた場合、イ 協定等と無関係な場合、ウ 軽微な又は無意味な場合、エ 供給者からの申立てでない場合、オ その他委員会による検討が適当でない場合」と定めている。

そこで、本件申立てについて、上記各却下事由に該当するかについて、以下、個別に検討する。

ア 遅れて申立てが行われたか（本件申立てが苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に行われたか、以下「苦情申立期間」という。）について

この点、落札決定を苦情申立人4者が知ったのは令和2年4月16日であり（以下、月日で表記するものは全て令和2年）、翌17日に関係調達機関に対し、落札者決定方法について疑義がある旨の連絡を行い、同日から同月22日までの間に、それぞれ落札者決定手続について詳細説明を求める旨の質問書を提出した。苦情申立人4者は、5月11日に関係調達機関から文書で回答を得た後、苦情申立人（第1号）は同月20日付けで、苦情申立人（第2号ないし第4号）は同月21日付けで本件

申立てをした。

処理手続2(1)後段によれば、「供給者が、協定等の違反があると考えられる場合には、まず、当該調達を行った機関との間で協議を行い、解決を求めることが奨励される。」とされ、同2(2)によれば、「供給者が協定等の違反があると考え、調達機関に対し協議を行いたい旨申し出た場合にあっては、当該調達機関は当該供給者と速やかに協議を行い、苦情を解決するよう努めなければならない。」とされている。

そして、「兵庫県政府調達に関する苦情の処理手続細則」（以下「処理手続細則」という。）1(3)によれば、「処理手続2(2)に基づく協議終了の結果、苦情が解決に至らなかった場合には、協議に要した期間は苦情申立期間の進行が停止するものとし、その期間は苦情申立期間から除外する。」とされている。

本件申立てにおいては、苦情申立人4者が苦情の原因となった事実(落札決定)を知ったのは4月16日であるから、その翌日から10日以内に苦情申立てを委員会宛に文書で行う必要があるところ、苦情申立人4者は同月17日に関係調達機関に対して口頭で手続上の疑義を表明し同月22日までに文書で回答を申入れており、これは処理手続2(2)の「供給者が協定等の違反があると考え、調達機関に対し協議を行いたい旨申し出た場合」に該当するものと評し得る。

したがって、4月17日から関係調達機関より文書で回答を得た5月11日までは「調達機関との協議に要した期間」と認められ、その間は苦情申立期間から除外される（処理手続細則1(3)）。

よって、5月21日までになされた苦情申立人4者の本件申立ては、5月12日から10日以内の苦情申立期間内になされたものと評し得、処理手続5(3)ア「遅れて申立てが行われた場合」には該当しない。

イ 協定等と無関係な場合に当たるかについて

苦情申立人4者は、いずれも入札公告及び入札説明書に記載されていない評価基準（落札者決定基準）にて落札者が決定されたことを問題としており、これは苦情申立人（第3号）が端的に指摘するように改正協定第15条第5項に則していない点を問うものであるから、処理手続5(3)イに定める却下事由である「協定等と無関係な場合」には該当しない。

ウ 軽微な又は無意味な場合に当たるかについて

本件申立ては、入札公告に記載された落札者の決定方法とは異なる方法で落札者を決定したことから、違反の程度及び調達に与える影響が軽微であるとは言えない。

また、本件申立てが認められくじ引きが行われることになれば、苦情申立人にも受注機会が生じるため、苦情申立人にとっての本件申立ての利益がないとは言えず、無意味な場合にも該当しない。

したがって、本件申立ては、処理手続5(3)ウに定める却下事由である「軽微な又は無意味な場合」には該当しない。

エ 供給者からの申立てであるかについて

苦情申立人4者は、処理手続細則1(1)ア(ア)「一般競争入札に参加した者」に該当することから、本件申立ては、処理手続5(3)エに定める却下事由である「供給者からの申立てでない場合」には該当しない。

オ その他委員会による検討が適当でない場合に当たるかについて

委員会による検討が適当でないとする特段の考慮すべき事情はないので、処理手続5(3)オに定める却下事由である「その他委員会による検討が適当でない場合」には該当しない。

(2) 本項のまとめ

以上のことから、本件申立ては、処理手続5(3)の却下事由に該当せず、適法になされたものである。

3 争点について

入札公告及び入札説明書に記載された落札者の決定方法とは異なる方法で落札者を決定したことは正当か否か。

(1) 入札手続における契約の相手方の決定方法

改正協定第15条第5項は、「調達機関は、契約を締結することが公共の利益にならないと決定する場合を除くほか、契約の条件を履行することができると当該調達機関が認めた供給者であって、公示及び入札説明書に定める評価基準のみに照らして次のいずれかの条件を満たす入札を行ったものを落札者とする。

(a)最も有利であること。(b) 価格が唯一の基準である場合には、最低価格を提

示すること。」と定めている。

同項でいう「評価基準」とは、落札者を決定するための基準（落札者決定基準）のことをいい、入札手続の公平・公正及び透明性の確保の趣旨に照らせば、調達物品の価格、性能や供給者の技術はもとより、落札者の決定方法に係る規定も含まれるものと解される。

そして、同項は、入札手続の透明性、公正性及び競争性を高めるために、公示及び入札説明書に定める評価基準のみに照らして同項（a）又は（b）の条件を満たす入札を行った者を落札者とする旨を定めているのであるから、調達手続における落札者は、入札手続において公示及び入札説明書に定める評価基準のみに照らして決定されるべきことになる。

よって、調達機関が公示及び入札説明書に定める評価基準に記載されていない方法で落札者を決定した場合、当該措置は改定協定第15条第5項の求める規律に則していないものとなる。

（2）本件調達における検討

ア 本件調達における入札公告及び入札説明書には、以下のように記載されていた。

- ① 本件入札は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達（以下「WTO政府調達協定適用案件」という。）を一般競争入札に付するものである（入札公告の頭書）。
- ② 本件工事は、発注者が指定するテーマに関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案型）の適用工事である（入札公告1(6)、入札説明書2(6)）。
- ③ 落札者の決定方法は次のとおりである。

a 「評価値（小数点以下第4位四捨五入）＝技術評価点／入札価格（単位：億円）」によって評価を行い、評価値の最も高い者を落札候補者とする（入札公告8(2)及び(3)ア、入札説明書12(2)及び(3)ア）。

b 落札となるべき評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する（入札公告8(3)オ、入札説明書12(3)オ）。

イ 本件入札の結果、苦情申立人4者及び参加者の計5者が、上記(2)ア③aによる評価値が同じ数値（1.504）となった。しかし、関係調達機関は、上記(2)ア

③bの定めるところにより5者によるくじ引きにより落札者を決定する手続きを取ることなく、最も低い入札価格であることをもって参加者を落札者と決定した。

しかし、入札公告及び入札説明書に定められた評価基準のみからは、評価値が同じ場合にくじ引きによらず入札価格の最も低い者を落札者とするとの基準を読み取ることはできない。

よって、関係調達機関の本件入札手続は、改正協定第15条第5項に則していないといわざるを得ない。

(3) 関係調達機関の主張について

この点、関係調達機関の主張は、前記第4,2記載のとおりであるので、各主張について検討する。

ア 第4,2(1)について

地方自治法施行令第167条の10の2第3項は、地方自治体において総合評価一般競争入札が実施される場合に、あらかじめ落札者決定基準を定めることを求めて、価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なもの解釈が恣意的になることを防ぎ、客観的に落札者を判断するために設けられたものであることは関係調達機関の指摘するとおりである。

イ 第4,2(2)について

関係調達機関は、総合評価落札方式においては、技術評価点が同点、すなわち同品質の工事方法を提示してきた場合、調達機関にとって最も有利者と契約するという地方自治法施行令第167条の10の2の法令解釈からして、入札価格が低い者が落札者となることが予定されている、と主張する。

しかし、そもそも総合評価落札方式は、平成17年に制定された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第3条第2項にも位置づけられている発注方式であり、「価格」と「その他の条件」とが発注者にとって最も有利なもの取引の相手方にする仕組みである。

すなわち、総合評価落札方式においては、かならずしも最低価格による落札に究極の価値はおかれず、品質確保の観点から安定稼働実績や人的体制など非価格要素を勘案してより高い価格の入札者が落札者になり得ることを許容し積極的に評価する発注方式であることに留意する必要がある。

地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の法令解釈をする場合も、総合評価落札方式の上記特質を考慮する必要がある、そのことを踏まえて本件入札公告及び入札説明書の評価基準（落札者決定基準）をみた場合、「評価値（小数点以下第 4 位四捨五入）＝技術評価点／入札価格」とし「評価値の最も高い者を落札候補者とする」と定めることで、県にとって最も有利なものを「価格」ではなく「評価値」の高低で判断する方針が明示され、「評価値の最も高い者が 2 者以上ある場合は、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する」と定めることで、評価値が同点の場合はいずれを落札者としても県にとって有利性は変わらないと評価する方針が示されたと解するほかない。

よって、本件入札手続における落札者決定基準について、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の法令解釈をした場合においても、総合評価落札方式において評価値（及び技術評価点）が同点で入札価格が異なる場合、同条が入札価格の低い者を落札者とするを求めているとは必ずしも一義的に解することはできない。

ウ 第 4, 2 (3) について

関係調達機関は、本件調達の落札者決定基準は、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 3 項及び第 4 項に基づき定められ、同条第 6 項に基づき公告されており、入札公告 8(3) オは、8(2) の算定式に基づき小数点以下第 4 位四捨五入によって得られた評価値の最も高い者が 2 者以上ある場合のうち、技術評価点及び入札価格がいずれも同点の場合に適用される落札者の決定方法を定めたものである、と主張する。

しかし、本件の入札公告 8(3) オには、評価値が同点の場合くじ引きで決定するのは、「技術評価点及び入札価格がいずれも同点の場合」に限られるとは明記されていない。この点が、改正協定第 15 条第 5 項の規律に則していないことは前述したとおりである。

地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ学識経験者の意見を聴取し（同条第 4 項）、あらかじめ公告すること（同条第 6 項）を求めており、開札後の事情を基に事後的に落札者決定基準を解釈することは許されない。

なお、苦情申立人 4 者は、入札説明書について、改正協定第 10 条第 7 項 (c)

の規律を問題にしていない。

しかし、関係調達機関が、入札公告 8(3)オ（入札説明書 12(3)オ）は、技術評価点及び入札価格がいずれも同点の場合に適用される落札者の決定方法を定めたもの、と主張することから、委員会として、改正協定第 10 条第 7 項（c）の観点から検討を加えることとする。

改正協定第 10 条第 7 項は、「入札説明書には、調達計画の公示に既に記載されている場合を除くほか、次の事項について完全な説明を含める。」として「(c)落札に際して調達機関が適用する全ての評価基準」と規定している。

これは入札説明書に全ての評価基準について完全な説明を記載することを求めることで、入札説明書に記載されている文言により供給者が自己に有利で有効な入札書を完全に認識し提出できるようにすることを求めているものであり、改正協定が入札手続の透明性、公平性及び競争性を高めることをとりわけ重視していることを示すものである。

よって、入札説明書 12(3)オには、技術評価点及び入札価格がいずれも同点の場合にのみくじ引きが適用される趣旨が法令解釈上当然含まれているということであれば（当委員会はそのような解釈はとらないことは前述のとおりであるが）、入札説明書 12(3)オの規定は、全ての評価基準についての完全な説明を求める改正協定第 10 条第 7 項の規律に則しないということになる。

以上要するに、本件入札は、WTO 政府調達協定適用案件を一般競争入札に付するものであるから、改正協定を含む協定等に従って実施される必要があるところ、改正協定は落札者が、公示及び入札説明書に定める評価基準のみに照らして決定されることを求めている（改正協定第 15 条第 5 項）。

本件の場合、入札公告及び入札説明書に、技術評価点が同点の場合、入札価格が低い者を落札者とする、くじ引きは技術評価点が同点で入札価格が同額の場合にのみなされる旨の規定は、いずれも無いので、そのような基準に則って落札者を決定した本件入札手続は改正協定第 15 条第 5 項の求める規律に則したものと言えない。

エ 第 4, 2 (4) について

関係調達機関は、評価値及び技術評価点が同点となり、入札価格に差が生じるという事態は極めて稀なことであった旨主張すると共に、技術評価点が同点

で調達側が求める技術水準を確保できる者が同列で並んだ場合であって入札価格に違いが生じた場合には、くじ引きによらず、入札価格が低い者を落札者とする事は、むしろ入札制度の趣旨に適うものであり、落札者決定基準の解釈を入札公告の当初より変更した事にはならず、入札参加者の予測可能性を失わせるものではない、と主張する。

しかし、WTO政府調達協定適用案件で70億円を超える入札が予測される案件において、評価値を小数点以下第4位四捨五入とする方式を採用した場合、技術評価点で同点者が複数出た場合、入札価格に上下400万円程度の高低差があっても評価値は同点となることは計算上予測することは必ずしも困難であったとはいえない。

また、入札制度の趣旨に適うか否かと、それが入札参加者の予測可能性を失わせるものか否かは別異に検討される必要がある。

本件の入札公告及び入札説明書には、技術評価点と同点で入札価格に違いが生じた場合、入札価格が低い者を落札者とする事は記載されておらず、入札公告及び入札説明書に定められた評価基準のみにより落札者が決定されることを求める改正協定第15条第5項に則しないものであり、入札の公平性及び公正性を害し入札参加者の予測可能性を失わせるものとして、認められない。

オ 第4, 2 (5) について

関係調達機関は、技術評価点と同点の場合、入札価格の低い者を落札決定者とする事は、公共の財産を扱う県にとって、何より県民への利益の供出に適うものであることから、入札公告において予定されているものと考え、と主張する。

この点、最少の費用で最大の効果を挙げるという地方公共団体の存立の第一義的な目的として準拠すべき指針となる地方自治法第2条第14項の趣旨を考慮すると関係調達機関の主張には頷けるところもある。

本件調達でくじ引きになり、入札価格の最も高い者が落札すれば、参加者が落札する場合に比べ420万円高い業者に発注することとなり、その金額は一般市民感覚からすれば決して看過し得る額ではない。

その点で、評価値及び技術評価点と同点であるという点数評価からすれば同程度の技術水準の業者の中から、何とか入札価格が低い者に落札させて、県・

県民の利益を守ろうとした関係調達機関の意図には汲むべきところはある。

しかしながら、前述のとおり総合評価落札方式による入札制度は、何が県にとって最も有利なものかを、価格のみではなく、価格と品質（その他の条件）を総合考慮して決める方式である。

そして、WTO政府調達協定適用案件であり70億円を超える入札が予測される本件調達において評価値の算出を小数点以下第4位四捨五入にて行い、評価値が同点の場合くじ引きで落札者を決定するという方式を無留保で採用したという落札者決定基準の下では、技術評価点が同点の場合、入札価格の400万円程度の上下は総合評価落札方式における評価の上では差異を付けないという方針を採用したものと考えざるを得ない。この場合、関係調達機関は、前記の範囲内の入札価格の差異は県にとって有利性に影響を与えないとの立場に立ったものといえる。

もしも、関係調達機関において、くじ引きは技術評価点が同点で入札価格が同額の場合にのみ採用し、入札価格に差異がある場合はくじ引きは採用しないという意図があるならば、あらかじめその旨を入札公告及び入札説明書に定められた評価基準に明記すべきであった。

今後は、あらかじめ評価基準、とくに落札者決定を左右するような重要な基準は、入札公告及び入札説明書において全て明記することにより、改正協定を重視して入札手続の透明性の向上を図り、入札参加者の予測可能性を高め（改正協定前文参照）、客観的な手続運用を強めることが求められる。そのことで、本県の入札手続がより活発で競争性の高いものになることが期待でき、長い目で見て県・県民の利益になるものと思料する。

なお、何が県・県民の利益になることかということと、そのルールがあらかじめ公示されているかは別次元の問題であることは前述したとおりである。

カ 第4, 2(6)について

関係調達機関は、技術評価点と入札価格の何れもが同一であった場合に加えて、技術評価点と入札価格がともに異なる場合、たとえば技術評価点が100点、価格が10億円の者と、技術評価点が99点、価格が9.9億円の者の評価値はいずれも10となる事例では、評価値が同点となり優劣の評価ができないことから、入札公告及び入札説明書の記載通りにくじ引きを行わざるを得ないことを認

める。後者の場合のように、技術評価点と入札価格のいずれもが異なるが評価値が同点となる場合には、くじ引きの結果、入札価格が高い者が落札することも総合評価落札方式の入札制度上起こりうるものと言える。

このことから、総合評価落札方式の入札制度は、結果的に金額面では県民に不利益な結果となっても、品質の面を併せ勘案すると、その落札者決定の評価値においては両者の差異を認めない発注方式であることを示している。とすれば、本件調達のように、技術評価点と入札価格を勘案して評価値を算出し、かつ小数点以下第4位四捨五入とのルールを採用したことで、技術評価点は同点で入札価格に高低差があっても評価値に差異が出ない場合が生じることがあり、この場合でも供給者間に差異を認めない発注方式を採用したものと言わざるを得ない。

よって、総合評価落札方式の入札制度の下では、くじ引きにより結果として高い入札価格の者が落札することとなっても、そのことにより県にとっての有利性は左右されないことを示している。

第7 結論

本件調達において、関係調達機関が、小数点以下第4位を四捨五入した評価値が同じであるにもかかわらず、くじ引きによらず入札価格が最も低いことで参加者を落札者とした本件入札手続は、改正協定第15条第5項の規律に則しない。

よって、本件調達を入札公告及び入札説明書に定める評価基準に従い再審査すること、具体的には直ちにくじ引きで落札者を決定すべきことを提案する。

備考（提案内容）

WTO政府調達協定適用案件の場合、対象調達の金額が高額になるため、評価値の算出において小数点以下第4位四捨五入の方式を採用すると、とくに技術評価点が同点の場合、看過しがたい入札価格の逆転現象が生じ得る。

よって、WTO政府調達協定適用案件の場合、評価値に差が生じるまで小数点以下の端数処理を止めない方法、あるいは、評価値及び技術評価点が同点となる場合、入札価格が最も低い者を落札者とする方法等、検討されることを提案する。

いずれの落札者決定基準を採るとしても、入札公告及び入札説明書に全て明記しておくことが必要であることはすでに述べたとおりである。

令和2年7月9日

兵庫県入札監視委員会

委員長 泉水文雄

委員 池田千鶴

委員 松本隆行

委員 塚本隆文

委員 堀智子

提 案 書

兵庫県政府調達に関する苦情の処理手続6(2)ウに基づき、関係調達機関兵庫県阪神南県民センターは、本件調達を入札公告及び入札説明書に定める評価基準に従い再審査すること、具体的にはくじ引きで落札者を決定することを提案する。

令和2年7月9日

兵庫県入札監視委員会

委員長 泉 水 文 雄

委 員 池 田 千 鶴

委 員 松 本 隆 行

委 員 塚 本 隆 文

委 員 堀 智 子